

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成23年4月7日(2011.4.7)

【公表番号】特表2003-513167(P2003-513167A)

【公表日】平成15年4月8日(2003.4.8)

【出願番号】特願2001-533209(P2001-533209)

【国際特許分類】

C 2 2 C	38/00	(2006.01)
B 2 2 F	3/15	(2006.01)
B 2 2 F	9/08	(2006.01)
C 2 1 D	6/00	(2006.01)
C 2 1 D	6/04	(2006.01)
C 2 2 C	38/54	(2006.01)

【F I】

C 2 2 C	38/00	3 0 4
B 2 2 F	3/15	H
B 2 2 F	9/08	A
C 2 1 D	6/00	1 0 2 T
C 2 1 D	6/04	
C 2 2 C	38/54	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年1月17日(2011.1.17)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 6】

この合金粉組成の残部は、実質的に、鉄と、同一又は類似の用途を有する同一の又は類似の等級の鋼に見出される通常の不純物である。この発明に係る粉末冶金物品は、金属粉を実質的に全密度まで固結することによって形成され、メジャーディメンション(major dimension)が約5μmよりも大きくない硫化物粒子が微細に分布していることを特徴とする。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 7

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 7】

この発明の粉末冶金物品には、少なくとも約0.010%の、また好ましくは少なくとも約0.020%のイオウが存在している。イオウは、有効なチタンと結び付いて、向上した切削性をもたらすきわめて微細な硫化物の分布状態を形成するが、時効硬化状態においてその材料の加工性あるいはその韌性および延性に悪影響を及ぼすことがない。この発明によって形成された物品は、一般的に、メジャーディメンションが約5μmよりも大きくないチタン硫化物粒子の略均一な分散を含んでいる。このきわめて微細なチタン硫化物粒子は、材料の切削性に有利になるが、材料の熱間および冷間加工性を損ねることがない。イオウが多すぎると、究極的には、加工性および韌性に悪影響を及ぼすこととなる。それゆえ、イオウは、この発明に係る粉末冶金物品の中に、約0.050%以下に、さらに

よいことには約 0 . 0 4 0 % 以下に、また好ましくは約 0 . 0 3 0 % 以下に制限される。